長野市介護保険フレッシュ情報

V o l .551

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。 長野市トップページ>組織でさがす> 保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

もくじ

- 〇 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者への運営指導から見えてきた課題について
- 令和 4 年度版長野市高齢者サービスガイドの訂正について
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 要介護認定申請時のチラシの配布について【別紙1】
- 〇 「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準使用について」等について
- 介護保険事業者の指定について
- O 介護保険最新情報について
 - ※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者への運営指導から見えてきた 課題について

これまでに福祉監査室が実施した運営指導において、主に次の問題点が確認されました。運営基準となる条項を再確認し、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所の双方で基準を遵守し、適切な運営を行ってください。

なお、居宅介護支援事業所においては、運営基準第13条に該当する一連のケアマネジメント を実施した事実について、日頃から支援経過へ記録を残すよう徹底してください。

【居宅介護支援事業所】

- ケアマネジャーが作成するケアプランが居宅サービス事業所へ交付されていない。(<u>注</u> **1**)
- 居宅サービス事業所へ個別サービス計画の提出を求めておらず、ケアプランと個別サービス計画の連動性や整合性等の確認が行われていない。(**注2**)
- ケアプランの変更等が生じた場合(軽微な変更を除く。)のサービス担当者会議の招集に関して、変更が生じたサービス担当者のみと行い、ケアプランに位置付けた他のサービス担当者が招集されていない(照会で行う場合も同様)。 さらに、その内容が他のサービス担当者に共有されていない。(注3)
- サービス担当者会議の開催に、他のサービス担当者は招集され、福祉用具貸与の担当者だけが招集されていない。(**注3**)
- 利用者に、前6月間に当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた計画の数が占める割合、前6月間に当該事業所で作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合等について文書を交付して説明を行っていない。(<u>注4</u>)

【居宅サービス事業所】

- 個別サービス計画が作成されていない。
- ケアマネジャーからケアプランが交付されていないにも関わらず、個別サービス計画が作成されている。(<u>注5</u>)
- サービス担当者会議に参加したにもかかわらず、その内容が記録されていない。
- (<u>注1</u>) ケアマネジャーは、居宅サービス事業所へのケアプランの交付について、ケアプラン を作成した際に(ケアプランを作成した毎に)交付が義務付けられおり、交付されていな い場合は、運営基準減算の対象となります。【運営基準第13条第11号】
- (<u>注2</u>) ケアマネジャーは、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者に対し、個別サービス計画の提出を求め、ケアプランと個別サービス計画の連動性や整合性等を確認しなければなりません。【運営基準第13条第12号】
- (<u>注3</u>) ケアマネジャーは、サービス担当者会議の開催に際し、ケアプランの原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、ケアプラン原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければなりません。【運営基準第13条第9号】
- (注4) 居宅介護支援事業所は、運営基準第4条第2項について行っていない場合は、運営基準減算となります。【老企第36号及び令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問111、問112】

(<u>注</u>5) 居宅サービス事業所は、ケアマネジャーからケアプランの交付を受けたうえで、当該ケアプランに基づいて個別サービス計画を策定しなければなりません。ケアプランの交付を受けていない場合は、<u>指導対象</u>となります。

問い合わせ先:介護保険課 給付担当 TEL:026-224-7871 (直通)

令和4年度版長野市高齢者サービスガイドの訂正について

令和4年度版長野市高齢者サービスガイドにつきまして、訂正箇所がありましたので、以下の とおり訂正をお願いいたします。お手数をおかけしますが、ご確認をよろしくお願いいたします。

ページ	項目	誤	正
64	◆事業のお問い合わせ・申込先(地域たすけあい事業コーディネーターの連絡先) 若穂のお問い合わせ窓口	若槻 支所ボランティア 室内	若穂 支所ボランティ ア室内
116	特定入所者介護 (予防) サービス費 (負担限度額) 審査要件の預貯金額合計 (配偶者も含む)	650 万円以下 (1,650 円以下) 550 万円以下 (1,550 円以下) 500 万円以下 (1,500 円以下)	650 万円以下 (1,650 万円以下) 550 万円以下 (1,550 万円以下) 500 万円以下 (1,500 万円以下)
126	介護保険居宅介護支援事業所一覧 No.52「株式会社ケアネット長野サービス センター北長池」の電話番号・FAX番号	電話番号: 263- <u>2852</u> FAX 番号: 263- <u>2856</u>	電話番号:263- <u>3000</u> FAX 番号:263- <u>3005</u>
128	介護保険居宅サービス事業所一覧 訪問介護 No.17 アシスト訪問介護事業所 経営主体	(株)アシスト <u>ながの</u>	(株) アシスト
131	(訪問看護) 訪問看護ステーション No. 36 訪問看護ステーションしんまちの FAX 番号	262– 2359	262– <u>1526</u>
140	特定施設入居者生活介護 No.15 介護付き有料老人ホームぬくも りの里今井二号館 定員	<u>17</u>	22
141 142	福祉用具貸与 No.5、特定福祉用具販売 No.6 シルバーサポート長野店の電話番 号	224 -7150	244 -7150

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	市町村民税世帯非課税で、以下①~⑤の要	「社会福祉法人等利用者負担軽減事
	件を全て満たす人及び生活保護受給者	業」(左欄)を利用してもなお生計の
	①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人	維持が困難な人で、以下①または②の
	ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円	いずれかの要件を満たす人
	を加算した額以下	①市町村民税世帯非課税で老齢福祉
	②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人	年金を受給している人
	ただし、世帯員が1人増えるごとに 100 万	②収入・資産等の状況を考えて、利用
	円を加算した額以下	料を減額しなければ生活保護法の
	③日常生活に供する資産以外に活用可能な資	「要保護者」になると認められる人
	産がない。	*生活保護受給世帯を除く
	④負担能力のある親族等に扶養されていな	
	٧١°	
	⑤介護保険料を滞納していない。	
対象	社会福祉法人 及び 広域連合 が提供する次の	全ての在宅サービス・施設サービス
サービス	サービス	
	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応	
	型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応	
	型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密	
	着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合	
	型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介	
	護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対	
	応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅	
	介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予	
	防通所介護相当サービス	
	※の付くサービスに係る食費及び居住費(滞	
	在費) については、介護保険制度における特定	
	入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)	
	が支給されている場合に限り対象となりま	
	す。	
	*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉	
	法人が行っているわけではありませんの	
	で、軽減を行っているかどうかは、サービ	
	ス提供事業者にお問い合わせください。	

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業		
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確	利用料の領収書を添えて「援護金請		
	認証」をサービス提供事業者に提示してくだ	求書」を提出してください。		
	さい。	ただし、援護金の支給は、利用月の		
	軽減が適用された金額が、サービス提供事	4か月後となります。		
	業者から利用者に請求されます。			
軽減額	対象サービスにおける利用料(1割負担分)	1か月の利用者負担(1割負担分)		
(率)	及び食費・居住費 (滞在費) に係る利用者負	総額のうち、3,000 円を超えた額		
	担の1/4	※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、		
	*老齢福祉年金受給者は1/2	居住費(滯在費)、日常生活費等実費		
	*日常生活費等実費負担分等を除く。	負担分を除く		
	*生活保護受給者は、ユニット型個室の居住			
	費のみ全額軽減対象			
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または			
	介護保険課給付担当宛てに郵送してください。			
	*申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初			
	日にさかのぼります。	日にさかのぼります。		
提出書類	①申請書	①申請書		
	②家計状況申出書			
	③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名)(申請書の裏面にあります)			
	④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、			
	支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て)			
	⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し			
	⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要)			
	※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。			

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることになります。)

12 12 14 14 2 4 2 2 2 1 3 1 7 0 7			
対象者	市民税本人非課税の方		
	ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。		
	① 生活保護受給世帯の方		
	② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方		
対象	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス		
サービス	訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、		
	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多		
	機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス		
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。		
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介		
	護保険課給付担当宛てに郵送してください。		
提出書類	①申請書		

②同意書(申請書の裏面にあります)
※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

問い合わせ先:介護保険課 給付担当 TEL:026-224-7871 (直通)

要介護認定申請時のチラシの配布について

日頃、介護保険業務にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、8月上旬から介護保険課窓口、各支所での認定申請時に、要介護・要支援認定申請者への説明用のチラシ「介護保険要介護・要支援の認定申請をされた皆さんへ」(別紙1)を配布しております。お手数ですが、資格者証と一緒にご本人、ご家族様にお渡しください。

【対象者】 新規・変更・更新のすべての申請者

(新型コロナウイルス感染症に伴う認定有効期間の延長申請は除く)

【配布方法】 要介護・要支援認定申請時に資格者証の交付とあわせて配布します。

※申請件数分のチラシをお渡しします。

問い合わせ先:介護保険課 認定担当

TEL:026-224-7891 (直通) FAX:026-224-5247 (直通)

「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間における データ連携のための標準使用について」等について

厚生労働省老健局より、データ連携に必要となる標準仕様をホームページに掲載したと事務 連絡がありましたので周知します。

詳細については、介護保険最新情報Vol. 1095をご確認ください。

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html

問い合わせ先:高齢者活躍支援課介護施設担当 TEL:026-224-5094 (直通)

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和4年9月1日付け指定分

□訪問看護

介護保険事業者番号	↑護保険事業者番号 2061890097				
事業所名称 訪問看護ステーション デューン千曲			一曲		
事業所所在地	所所在地 長野県千曲市小島2821 北川テナント2階				
事業所電話番号	026-213-7150	事業所FAX番号	026-213-7155		
開設者の名称	株式会社N・ フィールド	営業日	月~土		
営業時間	9:00~18:00	看護員数	4 人		
通常の事業実施地域 長野市(松代町)、上田市、千曲市、坂城町					

問い合わせ先:高齢者活躍支援課介護施設担当 TEL:026-224-5094(直通)

介護保険最新情報について



厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。 厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1094】

「生産性向上の取組に関する介護事業所向けセミナー2022」の開催について(情報提供)

【介護保険最新情報 vol. 1095】

「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」等のホームページへの掲載について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認をお願いいたします。



ながのご縁を 信都・長野市 今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護 支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知 らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合せ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話: 026-224-7871 (直通) / F A X: 026-224-8694

Eメール: kaigo@city.nagano.lg.jp